平成２９年度２学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２９年８月２４日～平成３０年１月１９日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１９件（１９名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ２ | ２ | ３ | ３ | １０ |
| 支援学校 | １ |  |  |  | １ |
| 中学校 | ４ |  | １ |  | ５ |
| 小学校 | ２ |  | １ |  | ３ |
| 合　計 | ９ | ２ | ５ | ３ | １９ |

（１）一般服務関係…６件（６名）

①体罰…３件（３名）

ア　市立中学校　男性教諭（４２歳）『減給３月』

　　　　平成２９年５月、女子生徒を指導する際、当該生徒の身体を壁に押さえつける、右の平手で当該生徒の左頬を１回叩くなどし、その後も、左右の平手で続けざまに、当該生徒の両頬を４、５回叩く体罰をした。その結果、当該生徒は鼻血を出すなどの怪我を負った。

　イ　府立高等学校　男性教諭（５４歳）『減給３月』

　　　　平成２９年１０月、男子生徒を指導する際、右手の拳で当該生徒の左頬を１回殴った。その後も、当該生徒の胸倉を掴んで身体を黒板に押し付けるなどの体罰をした。

　　　　さらに、同教諭は、生徒を指導する際、不適切な発言をした。

　ウ　府立高等学校　男性教諭（６１歳）『戒告』

　　　　平成２９年５月から７月にかけて、授業中、質問の答えを間違う、居眠りをするなどした複数の生徒に対して、平手で頭を叩くなどの体罰を行うとともに、同様の理由で暴言を発した。

　　　　さらに、同教諭は、昨年度にも授業中、居眠りをした生徒の頭を叩き、校長から指導を受けていたにもかかわらず、今回、体罰などを行った。

３－２

②生徒へのセクシュアル・ハラスメント…２件（２名）

ア　府立高等学校　男性教諭（５７歳）『停職１月』

平成２９年６月、水泳の授業の際、女子生徒に腕立て伏せをさせようとして、当該生徒の背中のあたりに跨り、膝を曲げて当該生徒の背中に座る格好をした。

また、同教諭は、過去にも体罰や暴言などにより、「減給４月」の懲戒処分などを受けていたにもかかわらず、今回、生徒への不適切な行為を行った。

イ　府立高等学校　男性教諭（６３歳）『減給２月２０日（減給６月相当）』

平成２９年７月から９月にかけて、女子生徒の携帯電話に好意を寄せる内容のメールを繰り返し送るなどした。

　　③営利企業等の従事制限違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（６０歳）『戒告』

平成１１年度以降、地方公務員法第３８条第１項の規定に違反し、所属長の許可を得ることなく、教科用図書の執筆をし、報酬を得ていた。

（２）公金公物関係…４件（４名）

①通勤手当の不正受給…４件（４名）

　ア　府立高等学校　男性技師（６１歳）『停職１月』

　　　　　公共交通機関（電車・バス）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、約４月間、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。（購入した定期券を解約していた）

イ　町立小学校　女性教諭（２８歳）『減給６月』

公共交通機関（電車・バス）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、約１０月間、支給要件を満たさない株主優待乗車証を使用して通勤し、通勤手当を不正に受給した。（購入した定期券を解約していた）

ウ　府立高等学校　男性教諭（６１歳）『減給１月』

公共交通機関（電車・バス）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、約４月間、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

３－３

エ　府立高等学校　男性教諭（３５歳）『戒告』

公共交通機関（電車）を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、約５月間、自家用自動車による通勤を常態化させ、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…８件（８名）

　　①盗撮…４件（４名）

ア　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『懲戒免職』

平成２９年５月から６月にかけて、複数回にわたり、大阪府内のコンビニエンスストア内で、２０歳代女性のスカート内の下着をカメラ機能付き音楽プレーヤーで撮影し、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で、書類送検された。

また、同教諭は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

イ　町立中学校　男性教諭（３２歳）『懲戒免職』

平成２９年６月、京都市内の鴨川の河川敷において、対岸で座っていた女性のスカート内の下着をビデオカメラなどで撮影した。また、同教諭は、勤務校において、同僚教諭のスカート内の下着をスマートフォンで撮影し、京都府迷惑行為防止条例違反及び大阪府迷惑防止条例違反の容疑で、書類送検された。

同教諭は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

ウ　市立中学校　男性教諭（２６歳）『懲戒免職』

平成２９年６月、勤務校の職員用女子トイレに忍び込み、同僚教諭が個室に入っているところを、個室の扉の下の隙間にスマートフォンのレンズを向けて撮影した。

エ　市立小学校　男性教諭（３２歳）『懲戒免職』

平成２９年８月、長崎市内の商業施設において、女性の下着等を撮影し、長崎県迷惑行為等防止条例違反で現行犯逮捕された。

また、同教諭は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

　　②強制わいせつ…１件（１名）

・　市立小学校　男性講師（２３歳）『懲戒免職』

平成２９年８月、帰宅途中の路上で、女子高生の背後から近づき、当該生徒の口を押えて胸を触った。

同講師は、同年９月、強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。

３－４

③児童福祉法違反…１件（１名）

・　市立中学校　男性講師（２５歳）『懲戒免職』

平成２９年５月から６月にかけて、自宅で女子中学生にわいせつな行為をし、児童福祉法違反の容疑で起訴された。

　　④児童ポルノ禁止法違反…１件（１名）

・　府立高等学校　男性講師（３４歳）『懲戒免職』

平成２８年１２月に女子中学生の性交した姿態を撮影し、当該動画を保存していた。

同講師は、平成２９年９月、警察の家宅捜索を受け、取調べを受けた。

　　⑤窃盗…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（３１歳）『懲戒免職』

平成２９年６月から７月にかけて、勤務校の男子更衣室内にある同僚教職員のロッカーに入っていたリュックサックの中の財布から、合計６千円の現金を盗んだ。

（４）交通法規違反…１件（１名）

　　　・　市立中学校　男性教諭（３５歳）『懲戒免職』

平成２９年１０月、運転中に飲酒し、追突事故を起こした。

３　府教委の取り組み

　〇　平成２９年８月から９月にかけて、「町村教育長会議」、「都市教育長会議」、「府立学校校長会」などの機会を通じ、教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

　○　平成２９年９月から１０月にかけて、府立学校の管理職及び小中学校の新任校長・教頭を対象とし、弁護士を講師に招き、体罰防止及び体罰が生起した場合の対応についての研修を実施した。

　　　また、同年１０月には、初任の常勤講師を対象に、服務規律の徹底を図るため、『教職員の服務について』の研修を実施した。

　○　平成２９年１１月３０日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、体罰、ハラスメント、わいせつ行為など教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

３－５